

七尾市景観計画に基づく 行為の手続の手引き



令和3年4月

七 尾 市

目 次

1	届出が必要な行為及び規模等	
	(1) 届出対象区域	1
	(2) 届出対象行為及び規模	2
	(3) 届出の対象外となる行為	3
2	景観形成基準	5
3	届出の手順	
	(1) 届出の流れ	9
	(2) 行為の届出事項等	10
	(3) 行為の着手の制限	10
	(4) 提出部数	10
	(5) 届出等に添付する図書	11
4	届出様式等	
	・ 景観計画区域内における行為の届出書	13
	・ 景観計画区域内における行為の変更届出書	15
	・ 景観計画区域内における行為の(変更)通知書	17
	・ 景観計画区域内の届出に関する事前相談書	19
	・ 景観計画区域内における行為の完了報告書	21
	・ 景観形成基準チェックシート	22
参考	用語の意義	27
	届出対象行為の解説	29
	マンセル表色系について	33
	届出書記入例	34
	景観形成基準チェックシート記入例	36

(1) 届出対象区域

七尾市景観計画の区域は市内全域(海域側は汀線から1km含む。七尾西湾・南湾は全域)で、そのうち、のと里山海道沿線、能越自動車道沿線、のと里海エリアの境界から両側100m以内の区域が特別地域です。



(2) 届出対象行為及び規模

景観計画の区域で、次に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をしなければなりません。

行為の種類	対象の規模															
	景観計画区域	特別地域														
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（建築等）	高さ13mを超えるもの 又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの 又は建築面積200㎡を超えるもの														
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（建設等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">煙突</td> <td rowspan="12" style="vertical-align: top; padding: 2px;">高さ13mを超えるもの</td> <td rowspan="12" style="vertical-align: top; padding: 2px;">高さ10mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">擁壁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設</td> </tr> </table>	煙突	高さ13mを超えるもの	高さ10mを超えるもの	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	擁壁	乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	高さ13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さ10mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
煙突	高さ13mを超えるもの			高さ10mを超えるもの												
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）																
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの																
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの																
擁壁																
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの																
ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設																
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの																
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設																
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設																
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設																
築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設																
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積1,500㎡を超えるもの															
土地の形質の変更（開発行為を除く）	造成面積1,500㎡を超えるもの															

(3) 届出の対象外となる行為

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」が不要な行為は、以下のとおりです。

1 次の表に掲げる行為

行為の種類	根拠法令等
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
仮設の建築物の建築等	条例第19条第1号
農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更	条例第19条第2号

2 法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠法令等
自然公園法	国定公園の公園事業の執行による認可 (第16条第3項)	規則第8条第2号
文化財保護法	重要文化財の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可 (第43条第1項)	政令第10条第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の届出 (第81条第1項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可 (第125条第1項)	
	関係省庁の所管する重要有形民族文化財等の現状変更等の行為の通知 (第167条第1項第6号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第168条第1項第1号)	
	重要文化財の修理の届出 (第43条の2第1項)	規則第8条第1号
文化財保護法施行令	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第127条第1項)	政令第10条第3号
	伝統的建造物群保存地区内における現状変更の行為の許可 (第4条第2項)	
石川県文化財保護条例	国又は地方公共団体の機関が行う伝統的建造物群保存地区内における現状変更の行為の協議 (第4条第5項)	規則第8条第3号
	県指定有形文化財の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可 (第14条第1項)	
	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可 (第35条)	
	県指定文化財の修理の届出 (第15条第1項)	

七尾市文化財保護条例	市指定有形文化財の修理の届出 (第9条第5号)	規則第8条第5号
	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可 (第10条)	
七尾市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における行為の許可及び行為の協議 (第3条第1項)	規則第8条第4号

3 次の表に掲げる行為

行為の種類	根拠法令等
非常災害のため必要な応急措置として行う行為	法第16条第7項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第4号イ
その他景観法第16条第7項に掲げる行為	

※法 : 景観法

政令 : 景観法施行令

条例 : 七尾市景観条例

規則 : 七尾市景観条例施行規則

2

景観形成基準

景観計画区域において、一定規模を超える建築物、工作物の新築等及び開発行為、土地の形質の変更を行う場合は、以下の基準を満たすものとします。

1 景観形成基準・共通事項

- 1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

2 建築物の建築等・工作物の建設等

事項	景観形成基準				
位置	<p>1) 周辺景観全体から見た建築物等の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する。 ・海岸の近傍にあっては、海上や対岸からの見え方、沿線道路から海への見通しに配慮する。 ・優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置・高さとする。 ・敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。 ・調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面位置や外構えをできる限り揃えるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。 ・自然の風景（ランドスケープ）を広範囲に遮らないような位置、高さとする。 ・隣接する空地（オープンスペース）との連続性を確保するよう配慮する。 ・まちなみ等周囲から突出した高さとしないう配慮する。 <p>2) 敷地内の建築物等の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多い幹線道路や他市町からの主要な流入経路となる道路等の公共用地に接する敷地境界からは、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置とする。 ・敷地が角地となる場合は、隅切りや植樹などにより、安全でゆとりある空間を確保するよう配慮する。 ・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。 				
形態・意匠	<p>1) 周辺景観全体から見た建築物等の形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する形態・意匠とするよう配慮する。 ・まちの賑わいや交流が求められる中心市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。 ・自然景観の優れた場所では、勾配屋根の採用等、自然景観との調和に配慮する。 ・能登の海岸線沿いを、日本の原風景である里山里海の景観が残る資源として一体的に捉え、海岸沿いに形成された伝統的な建築様式（黒瓦・下見板張り）の建築物からなる農漁村集落など歴史的・文化的な景観の保全に配慮する。 <table border="1" data-bbox="245 1809 1460 2049"> <tr> <td data-bbox="245 1809 303 1906">壁面</td> <td data-bbox="303 1809 1460 1906"> <ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1906 303 2049">屋根</td> <td data-bbox="303 1906 1460 2049"> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 </td> </tr> </table>	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。 	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。 				
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 				

事項		景観形成基準																																																					
形態・意匠	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物等との一体性を確保するよう配慮する。 																																																					
	付属物等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、ベランダ等は、本体建築物等と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。 ・空気調和設備等の屋外機は、設置する位置を工夫し、外部から直接見えないよう配慮する。 ・ベランダ等は、洗濯物等が外部から直接見えにくい形態・意匠とするよう配慮する。 																																																					
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ちついた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 ・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。 ・優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。 ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみの連続性または統一性が尊重されている地域においては、木、土、漆喰など伝統的素材色となる白又は黒・茶系を基調とする。 ・敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 ・多くの色彩や強調色（アクセント色）を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びつりあい（バランス）に配慮する。 ・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本産業規格（JISZ8721）に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。 ただし、次に掲げる場合は適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ①表面に着色しない素材を使用する場合 ②見付面積の5分の1未満の範囲内で外観の強調色（アクセント色）とする場合 ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合 ④その他必要と認める場合 																																																						
	<p>色彩の数値基準（マンセル表色系による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">景観計画区域</th> <th colspan="3">特別地域</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>全色相</td> <td>0.1R~5Y</td> <td>5.1Y~10Y</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>8.5以下</td> <td>3~8.5</td> <td>3~8.5</td> <td>3~8.5</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">外観</th> <th colspan="3">特別地域</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(2)のと里海エリア</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>うち屋根部分</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>2.6R~5YR</td> <td>0.1R~2.5R 5.1YR~10YR</td> <td>その他</td> <td>全色相</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>3~7</td> <td>3~7</td> <td>3~7</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別地域(2)のうち、市街地部は特別地域(1)の基準を適用する。</p>						景観計画区域	特別地域			(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線			色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他	明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5	彩度	6以下	6以下	4以下	2以下		外観	特別地域			(2)のと里海エリア							うち屋根部分	色相	2.6R~5YR	0.1R~2.5R 5.1YR~10YR	その他	全色相	明度	3~7	3~7	3~7	5以下	彩度	6以下	4以下	2以下
	景観計画区域	特別地域																																																					
		(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線																																																					
色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他																																																			
明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5																																																			
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下																																																			
	外観	特別地域																																																					
		(2)のと里海エリア																																																					
				うち屋根部分																																																			
色相	2.6R~5YR	0.1R~2.5R 5.1YR~10YR	その他	全色相																																																			
明度	3~7	3~7	3~7	5以下																																																			
彩度	6以下	4以下	2以下	1以下																																																			

事項	景観形成基準
外観の材料	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する材料の使用に配慮する。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならず、地域の景観になじむ材料の選択に配慮する。 ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。
敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できる限り緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。 ・敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めるとともに、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。 ・地域の環境に適した在来種、あるいは地域に馴染んだ樹種を選定するとともに、周辺の植生やまちなみ、建物意匠との調和に配慮する。 ・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、周囲からの見え方に配慮し、その周囲に生け垣や門扉を設置するなど、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 ・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。 ・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を軽減するよう配慮する。

3 開発行為、土地の形質の変更

事項	景観形成基準
盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海の海岸線や白い岩壁を損ねたり、山や林の稜線（スカイライン）を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。 ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ・開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なおり面が生じないよう配慮する。 ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ・景観に配慮した植栽計画とする。

4 その他

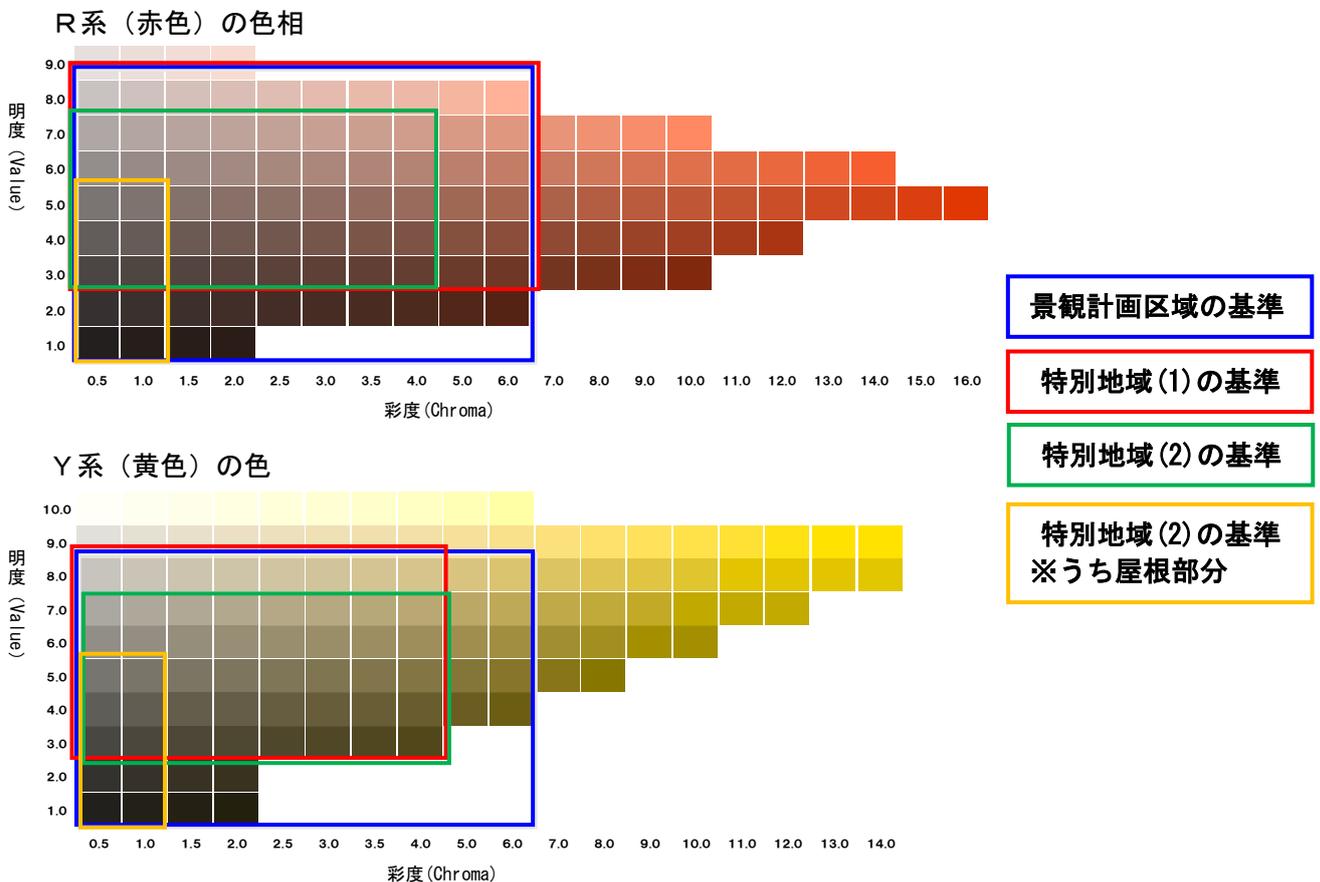
事項	景観形成基準
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から見通せない位置に設置することを基本とする。道路から見通せる位置に設置する場合は、直接見えないような配慮や修景を行う。 ・原色や明度、彩度の強い目立つものを避け、建築物等の色彩に関する基準を準用する。 ・できるだけ光量を抑え、落ち着いた夜間の環境に配慮する。
携帯電話基地局	<p>【設置位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔が与える圧迫感を軽減させるため、できる限り住宅地及び主要道路等から離れた位置に設置する。 ・電波塔柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定する。 ・既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔の高さを抑える工夫をする。 ・携帯電話基地局等が必要な理由を明確に説明できる場所とする。 <p>【形態・意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてモノポール型（鋼管柱）とする。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する。 ・アンテナ部分は景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とする。 <p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原色を避け、周辺環境になじむ色とする。

5 景観計画における色彩基準

落ちついた色調を基調とし、けばけばしい色（高彩度）はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、マンセル値を用いて表示する。

●基準の例

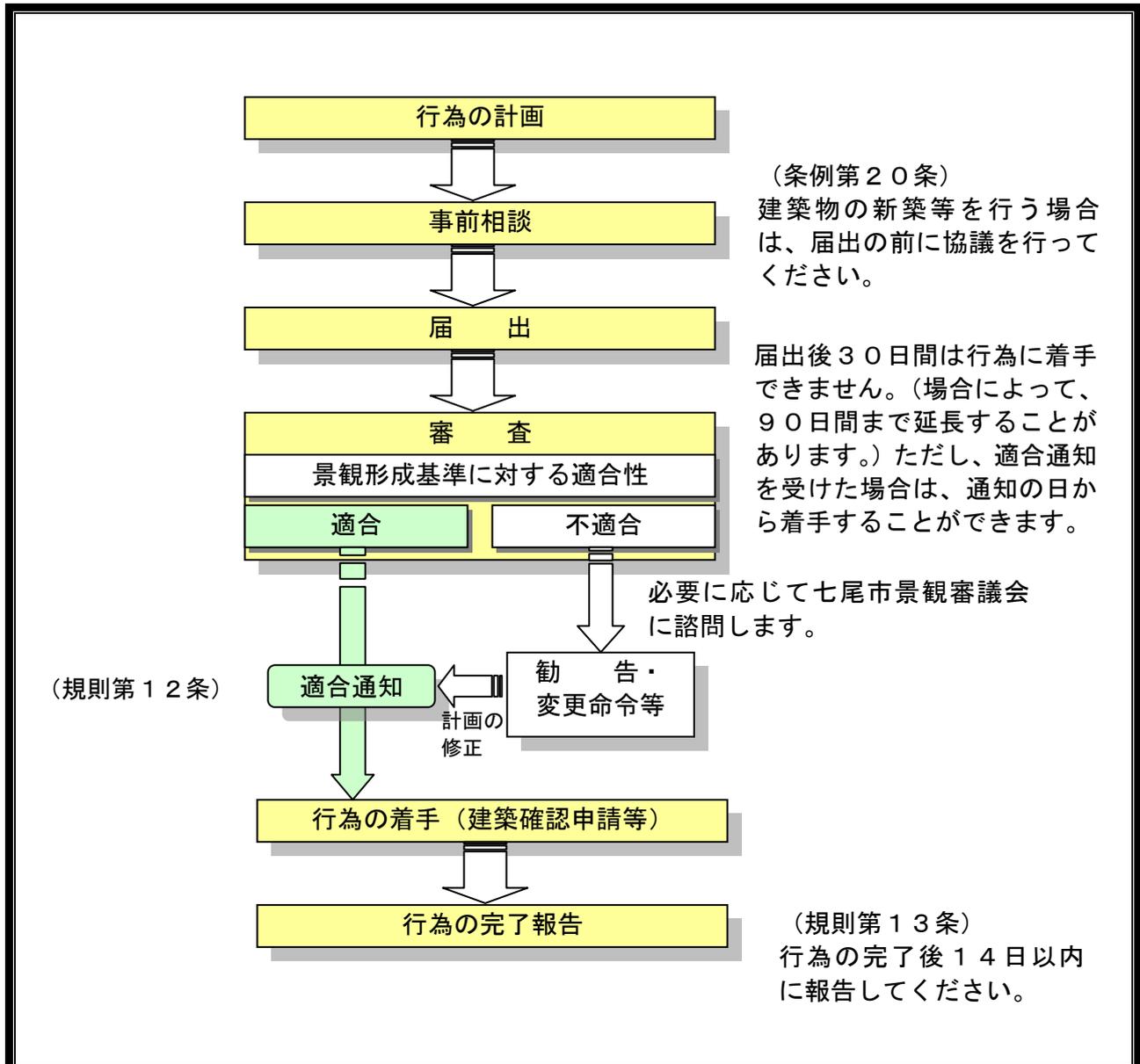


3

届出の手順

(1) 届出の流れ

七尾市景観計画に係る届出（景観法第16条第1項）の流れは、次のとおりです。国の機関又は地方公共団体が行う行為の場合は通知となります。



備考 屋外広告物については、事前に石川県中能登土木総合事務所と協議し、いしかわ景観総合条例の規定に適合するものであることを確認してください。

(2) 行為の届出事項等

1 「届出対象行為に係る事前相談」(条例第20条)

内容 建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為、土地の形質の変更を行う際に、届出に先立って内容の審査、また、必要な場合は改善の指導又は協議を行う。

様式 「景観計画区域内の届出に関する事前相談書」【規則 様式第4号】

2 「行為の届出」(法第16条第1項)

内容 建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び土地の形質の変更を行う際に、当該行為の内容について届出する。

様式 「景観計画区域内における行為の届出書」【規則 様式第1号】

3 「変更の届出」(法第16条第2項)

内容 届出した事項を変更するに当たって、事前に届出する。

様式 「景観計画区域内における行為の変更届出書」【規則 様式第2号】

4 「国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知」(法第16条第5項)

内容 国の機関又は地方公共団体が行う建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為、土地の形質の変更を行う際又は通知した事項を変更する際に事前に通知する。

様式 「景観計画区域内における行為の(変更)通知書」【規則 様式第3号】

5 「届出した行為の完了報告」(規則第13条)

内容 届出した行為が完了したとき、行為の完了後14日以内に報告する。

様式 「景観計画区域内における行為の完了報告書」【規則 様式第6号】

(3) 行為の着手の制限

法の規定により、届出が受理された日から30日間(場合によって、90日間まで延長することがある。)は、当該届出に係る行為に着手することができない。

また、届出した行為の内容について審査し、景観形成基準に適合すると認められる場合は、規則第12条に定める「景観計画区域内における行為制限の適合通知書」【規則 様式第5号】により通知するものとし、適合通知を受けた場合は、通知の日から行為に着手することができる。

(4) 提出部数

	届出事項等の名称	部数
1	届出対象行為に係る事前相談 (条例第20条) 「景観計画区域内の届出に関する事前相談書」 【規則 様式第4号】	2部
2	行為の届出 (法第16条第1項) 「景観計画区域内における行為の届出書」 【規則 様式第1号】	
3	変更の届出 (法第16条第2項) 「景観計画区域内における行為の変更届出書」 【規則 様式第2号】	
4	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 (法第16条第5項) 「景観計画区域内における行為の(変更)通知書」 【規則 様式第3号】	1部
5	届出した行為の完了報告 (規則第13条) 「景観計画区域内における行為の完了報告書」 【規則 様式第6号】	1部

5) 届出等に添付する図書

行為の種類	添付図書		
	種類	規格	図書に記載する内容
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等 ・工作物の建設等 	景観形成基準 チェックシート	別に定める様式	景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（マンセル表色見本等により具体的に示したもの。）
	現況写真等	右欄1は、カラー写真 同欄2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況（2方向以上） 2 行為後の状況（完成予想図）
<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・土地の形質の変更 	景観形成基準 チェックシート	別に定める様式	景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	計画平面図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等	右欄1は、カラー写真 同欄2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況（2方向以上） 2 行為後の状況（完成予想図）

備考 行為の規模が大きいため添付図書の規格の欄に定める規格によって適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、市長が適切と認める規格の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

完成予想図の考え方

- 1 現状の写真などを基にして、周囲の住宅や緑など、新たに建設する建築物等以外についてもありのままに表現してください。フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックなど、専門知識がない方が見ても理解できる表現にしてあれば結構です。また、図の視点は、現地周辺の実際の場所を設定してください。
- 2 完成予想図は「風景」を描いていただくものです。実際に建設予定地のそばから見えるであろう新しい風景を描いてください。場合によっては、建築物が樹木で見えづらくなることもあります。そのまま描いてください。樹木と馴染んだ風景であることが大切です。
- 3 立面図においては、2面以上とします。それぞれについて着色をして、外壁に使用する色彩のマンセル値を表示し、使用する塗料見本〔(社)日本塗料工業会発行〕等を添付するとともに、外壁の各立面の見付面積に対する基本色等の使用面積の割合を記入してください。

設計又は 施行方法 (行為の内容)	建築物の 建築等		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積			m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		床面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²			
		構造	造		階建て	
		仕上材料	(屋根) (外壁)			
		色彩	(屋根) (外壁)			
		敷地の緑化				
		門・塀	構造	高さ	長さ	
				m	m	
	屋外に設置する 建築設備の 種類及び高さ					
	工作物の 建設等	種類	高さ・長さ・ 築造面積	外観変更面積	構造	色彩
		H= m L= m A= m ²	m ²			
開発行為及び 土地の形質の 変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ			
		m ²	H= m L= m			
景観に特に配 慮した事項						

[記入上の注意]

- 「行為の場所」・「行為の種類」欄は、該当する□内に、レ印を付すこと。建築物及び工作物にあつては、該当する行為区分を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例煙突、高架水槽等)を記入すること。
- 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工業者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
- 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 「建築物の建築等」欄の「仕上材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。(例 日本瓦、波形スレート等)
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建設等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 「工作物の建設等」欄の「高さ・長さ・築造面積」のうちの高さについては、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書で地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本産業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、七尾市景観条例施行規則別表第1に掲げる図面等(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

七尾市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先(電話)

(法人その他の団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

行為の届出書 受付番号	年 月 日 第 号			
行為の場所	七尾市			
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里山海道沿線・能越自動車道沿線・市街地部) <input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア) <input type="checkbox"/> 景観重点地区			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等		用途：() ・新築・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等		種類：() ・新設・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為及び 土地の形質の変更		区域の面積 m ²	
行為の期間	着手 予定日	年 月 日	完了 予定日	年 月 日
変更の理由				
変更の概要	変 更 前		変 更 後	
※ 受付欄	注「※」欄は、記入しないでください。			

設計又は施行方法（行為の内容）	建築物の等 建築物		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積			m ²		
		建築面積	m ²	m ²	m ²		
		床面積	m ²	m ²	m ²		
		最高の高さ	m	m			
		外観変更面積	m ²				
		構造	造		階建て		
		仕上材料	(屋根)		(外壁)		
		色彩	(屋根)		(外壁)		
		敷地の緑化					
		門・塀	構造	高さ	長さ		
				m	m		
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ						
	工作物の建設等	種類	高さ・長さ・ 築造面積	外観変更面積	構造	色彩	
			H= m L= m A= m ²	m ²			
開発行為及び土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ				
		m ²	H= m L= m				

- 注1 行為の変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 2 この届出書には、行為の種類に応じて、七尾市景観条例施行規則別表第1に掲げる図面等(変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第3号(第5条関係)

景観計画区域内における行為の(変更)通知書

年 月 日

七尾市長

通知者 住 所
氏 名
連絡先(電話)

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて通知します。

行 為 の 場 所	七尾市			
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里山海道沿線・能越自動車道沿線・市街地部)			
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア)		<input type="checkbox"/> 景観重点地区	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	用途：() ・新築・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	種類：() ・新設・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 開発行為及び土地の形質の変更	区域の面積 m²		
行 為 の 期 間	着 手 予定日	年 月 日	完 了 予定日	年 月 日
変 更 の 理 由				
変 更 の 概 要	変 更 前		変 更 後	
※ 受 付 欄	※欄は、記入しないでください。			

設計又は施行方法（行為の内容）	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積				m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²		
		床面積	m ²	m ²	m ²		
		最高の高さ	m	m			
		外観変更面積	m ²				
		構造	造 階建て				
		仕上材料	(屋根) (外壁)				
		色彩	(屋根) (外壁)				
		敷地の緑化					
		門・塀	構造	高さ	長さ		
			m	m			
		屋外に設置する建築設備の種類及び高さ					
	工作物の建設等	種類	高さ・長さ・築造面積	外観変更面積	構造	色彩	
			H= m L= m A= m ²	m ²			
開発行為及び土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ				
		m ²	H= m L= m				

[記入上の注意]

- 「行為の場所」・「行為の種類」欄は、該当する□内に、レ印を付すこと。建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例煙突、高架水槽等)を記入すること。
- 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 「建築物の建築等」欄の「仕上材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。(例 日本瓦、波形スレート等)
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建設等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 「工作物の建設等」欄の「高さ・長さ・築造面積」のうちの高さについては、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本産業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- この通知書には、行為の種類に応じて、七尾市景観条例施行規則別表第1に掲げる図面等(行為の変更の通知にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

様式第4号(第11条関係)

景観計画区域内の届出に関する事前相談書

年 月 日

七尾市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先(電話)

(法人その他の団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

七尾市景観条例第20条の規定により、関係図書を添えて相談します。

行 為 の 場 所	七尾市			
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里山海道沿線・能越自動車道沿線・市街地部)			
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア)		<input type="checkbox"/> 景観重点地区	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	用途：() ・新築・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	種類：() ・新設・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
	<input type="checkbox"/> 開発行為及び 土地の形質の変更	区域の面積 m²		
行 為 の 期 間	着 手 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日	年 月 日
※ 受 付 欄	注「※」欄は、記入しないでください。			

設計又は 施行方法 (行為の 内容)	建築物の 建築等		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積			m ²		
		建築面積	m ²	m ²	m ²		
		床面積	m ²	m ²	m ²		
		最高の高さ	m	m			
		外観変更面積	m ²				
		構造	造		階建て		
		仕上材料	(屋根)	(外壁)			
		色彩	(屋根)	(外壁)			
		敷地の緑化					
		門・塀	構造	高さ	長さ		
				m	m		
		屋外に設置する建築設備の種類及び高さ					
	工作物の 建設等	種類	高さ・長さ・ 築造面積	外観変更面積	構造	色彩	
			H= m L= m A= m ²	m ²			
開発行為及び 土地の形質の 変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の高さ・長さ				
		m ²	H= m L= m				
	景観に特に配慮した事項						

[記入上の注意]

- 「行為の場所」・「行為の種類」欄は、該当する口内に、レ印を付すこと。建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例煙突、高架水槽等)を記入すること。
- 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 「建築物の建築等」欄の「仕上材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。(例 日本瓦、波形スレート等)
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建設等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 「工作物の建設等」欄の「高さ・長さ・築造面積」のうちの高さについては、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本産業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- この事前相談書には、行為の種類に応じて、七尾市景観条例施行規則別表第1に掲げる図面等を添付してください。

景観計画区域内における行為の完了報告書

年 月 日

七尾市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先(電話)

(法人その他の団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

景観法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た行為が完了したので、報告します。

行為の届出書 受付番号	年 月 日 第 号	
行為の場所	七尾市	
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里山海道沿線・能越自動車道沿線・市街地部)	
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア)	<input type="checkbox"/> 景観重点地区
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	用途：() ・新築・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	種類：() ・新設・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	<input type="checkbox"/> 開発行為及び 土地の形質の変更	区域の面積 m ²
行為完了日	年 月 日	
この報告書には、建築物等の外観及び敷地内の状況がわかるカラー写真を添付してください。		
※ 受付 欄	注「※」印の欄については記入しないでください。	

景観形成基準 チェックシート

(建築物・工作物)

届出者の氏名			
行為の場所			
周辺景観の特性			
共通事項			
1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。			
2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。			
事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺から見た位置		
	海岸の近傍にあつては、海上や対岸からの見え方、沿線道路から海への見通しに配慮する。	適・否	
	山稜の近傍にあつては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する。	適・否	
	優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置・高さとする。	適・否	
	敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。	適・否	
	調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面位置や外構えをできる限り揃えるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。	適・否	
	自然の風景を広範囲に遮らないような位置、高さとする。	適・否	
	隣接する空地との連続性を確保するよう配慮する。	適・否	
まちなみ等周囲から突出した高さとしないう配慮する。	適・否		
敷地内の位置	交通量の多い幹線道路や他市町からの流出入経路となる道路等の公共用地に接する敷地境界からは、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置とする。	適・否	
	敷地が角地となる場合は、隅切りや植樹などにより、安全でゆとりある空間を確保できるよう配慮する。	適・否	
	敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。	適・否	
形態・意匠	景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する形態・意匠とするよう配慮する。	適・否	
	まちの賑わいや交流が求められる中心市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。	適・否	
	自然景観の優れた場所では、勾配屋根の採用等、自然景観との調和に配慮する。	適・否	

事項		景観形成基準			※ 適否	配慮・措置の内容			
建築物の建築等・工作物の建設等	形態・意匠	壁面	長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。			適・否			
		屋根	歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。			適・否			
		建築設備	外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物等との一体性を確保するよう配慮する。			適・否			
		付属物等	屋外階段、ベランダ等は、本体建築物等と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。			適・否			
	空気調和設備等の屋外機は、設置する位置を工夫し、外部から直接見えないよう配慮する。			適・否					
	ベランダ等は、洗濯物等が外部から直接見えにくい形態・意匠とするよう配慮する。			適・否					
	外観の色彩	落ちついた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。			適・否				
		地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。			適・否				
		優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。			適・否				
		歴史的な背景から調和の取れたまちなみの連続性または統一性が尊重されている地域においては、木、土、漆喰など伝統的素材色となる白又は黒・茶系を基調とする。			適・否				
敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。			適・否						
多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。			適・否						
建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本産業規格（JIS Z 8721）に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。			適・否						
建築物等の外観の基調色の数値基準（マンセル値）									
	景観計画 区域内	特別地域内							
		(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線			(2)のと里海エリア				
					外観			うち屋根部分	
色相 (色合い)	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他	2.6R～5YR	0.1R～2.5R 5.1YR～10YR	その他	全色相	
明度 (明るさ)	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5	3～7	3～7	3～7	5以下	
彩度 (鮮やかさ)	6以下	6以下	4以下	2以下	6以下	4以下	4以下	1以下	
※特別地域（2）のうち、市街地部は特別地域（1）の基準を適用する。									
※外観の基調色：建築物等の外壁の面積を占める部分の色。									

事項		景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
建築物の建築等・工作物の建設等	材料	景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する材料の使用に配慮する。	適・否	
		地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。	適・否	
		長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に配慮する。	適・否	
		経年変化により見苦しくならず、地域の景観になじむ材料の選択に配慮する。	適・否	
		金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	
	敷地の緑化	敷地内は、できる限り緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。	適・否	
		敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めると共に、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。	適・否	
		地域の環境に適した在来種、あるいは地域に馴染んだ樹種を選定するとともに、周辺の植生やまちなみ、建築物意匠との調和に配慮する。	適・否	
		樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。	適・否	
	その他	屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、周囲からの見え方に配慮し、その周囲に生け垣や門扉を設置するなど、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	
		共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。	適・否	
		屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。	適・否	
		行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事場等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。	適・否	
		敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を軽減するよう配慮する。	適・否	
		自動販売機	色彩	原色や明度、彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩に関する基準を準用する。
設置位置	道路から見通せない位置に設置することを基本とする。道路から見通せる位置に設置する場合は、直接見えないような配慮や修景を行う。		適・否	
照明	できるだけ光量を抑え、落ち着いた夜間の環境に配慮する。		適・否	

事項		景観形成基準		※ 適否	配慮・措置の内容	
建築物の建築等・工作物の建設等	その他	携帯電話基地局	設置位置	電波塔が与える圧迫感を軽減させるため、できる限り住宅地及び主要道路等から離れた位置に設置する。	適・否	
			電波塔柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定する。	適・否		
			既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔の高さを抑える工夫をする。	適・否		
			携帯電話基地局が必要な理由を明確に説明できる場所とする。	適・否		
		形態	原則としてモノポール型（鋼管柱）とする。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する。	適・否		
		アンテナ部分は景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とする。	適・否			
		色彩	色彩は、原色を避け、周辺環境になじむ色とする。	適・否		
		敷地緑化	敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めるとともに、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。	適・否		

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

景観形成基準 チェックシート

(開発行為、土地の形質の変更)

届出者の氏名	
行為の場所	
周辺景観の特性	

共通事項

- 1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
開発行為・土地の形質の変更	盛土・切土		
	日本海の海岸線や白い岩壁を損ねたり、山や林の稜線を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	適・否	
	優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。	適・否	
	土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	適・否	
	開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。	適・否	
	のり面		
	大規模なのり面が生じないよう配慮する。	適・否	
	擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	
樹木等			
敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	適・否		
景観に配慮した植栽計画とする。	適・否		

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

参考

用語の意義

建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等をいいます（景観法第7条第2項）。

建築等

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます（景観法第16条第1項第1号）。

工作物

土地に定着する工作物のうち、建築物を除くものをいいます（施行規則第2条）。

建設等

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます（景観法第16条第1項第2号）。

高さ

地上に露出部分の最高部と最低地盤面との差をいいます。

階段室、昇降機塔、物見塔その他これに類する建築物の屋上部分については、その規模に関わらず高さに算出するものとし、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備を含めて算入します。なお、建築設備のうち、避雷針については算入しないものとします。

建築面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

築造面積

建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する面積をいい、工作物の水平投影面積をいいます。

床面積

建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

新築

建築物のない土地に、新たに建築物を建築すること。

増築

既存建築物に建て増しをする、又は既存建築部のある敷地に新たに建築すること。既存建築物に建て増しする場合、棟続きの場合と別棟扱いとする場合がある。また、既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、敷地単位でみると増築扱いとなる場合がある。

改築

建築物の全部又は一部を除却した場合に、これらの建築物の全部又は部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。従前のものと著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。

移転

同一敷地内で建築物を移動すること。別敷地へ移す場合は、新築又は増築扱いとなる。

修繕

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ることをいう。

模様替

建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいい、一般的に改修工事などで原状回復を目的とせずに性能の向上を図ることをいう。

煙突

土地に独立して造られる煙突をいい、建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれる。

架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当する。

鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当する。

広告板、広告塔

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建てられ、又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものを広告板という。

広告表示面を含めてその構造が多角柱、円柱等の立体構造のものを広告塔という。

装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当する。

高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当する。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備等に該当し、建築物に含まれる。

擁壁、さく、塀

建築物のない土地に造られる擁壁、さく、塀をいい、建築物のある土地に造られるものは、建築物に含まれる。

ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当する。

コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2（り）項第3号(13)、(13の2)、(ぬ)項第1号(21)の用途に供するもの。

自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車場が該当する。

汚水処理場、汚物処理場、ゴミ処理施設その他の処理施設

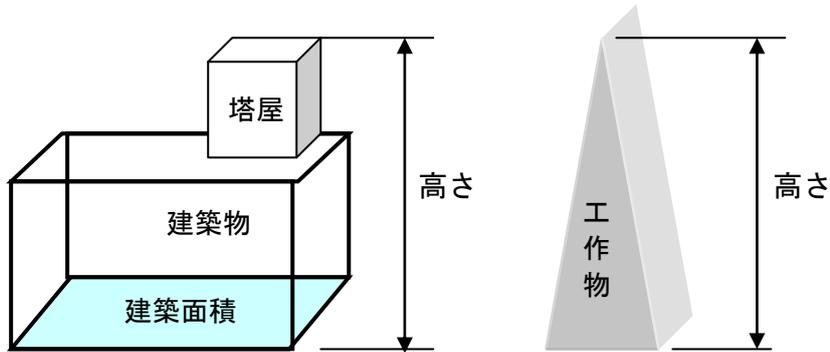
建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当する。

届出対象行為の解説

建築物等の建築等に関する届出対象の取り扱い

1 高さ及び建築面積について

ア 新築の場合

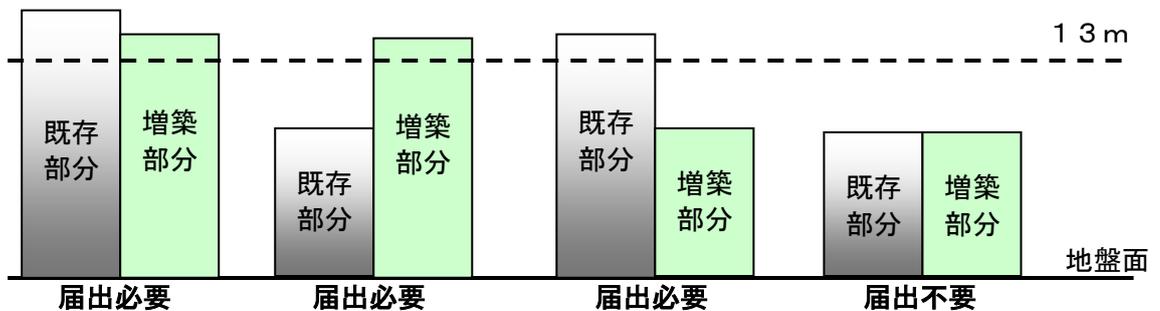


※高さは、地盤面から塔屋等を含む最高部まで（ただし、避雷針等軽微なものを除く）
塔屋は、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓など

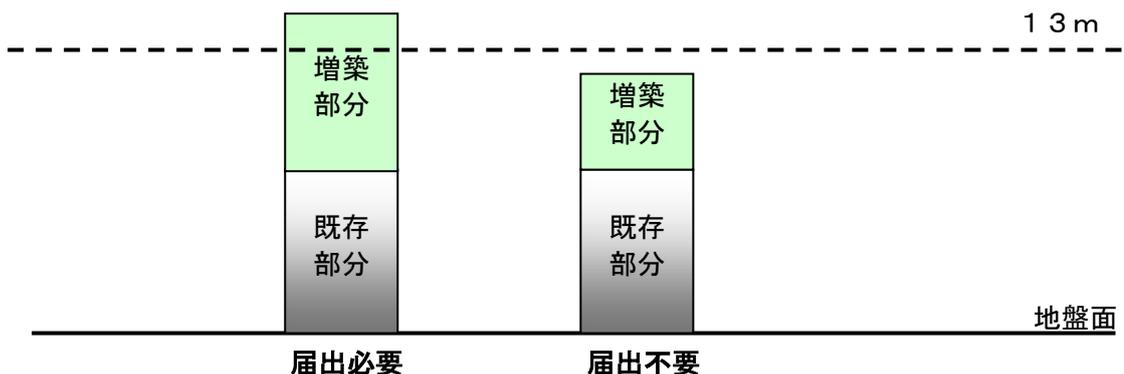
2 高さについて（景観計画区域の場合（ただし、特別地域はP3を参照））

ア 増築等の場合

A 既存建築物に添って増築する場合、既存部分又は増築部分の高さが1.3mを超える場合、届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

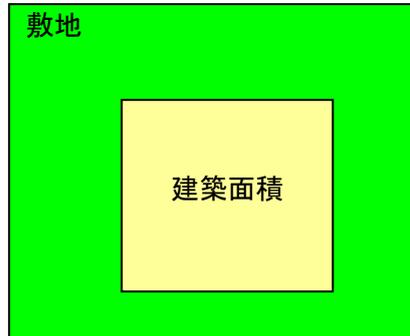


B 既存部分の上部に増築する場合は、既存部分と増築部分の合計の高さが1.3mを超える場合、届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



3 建築面積について（景観計画区域の場合（ただし、特別地域はP3を参照））

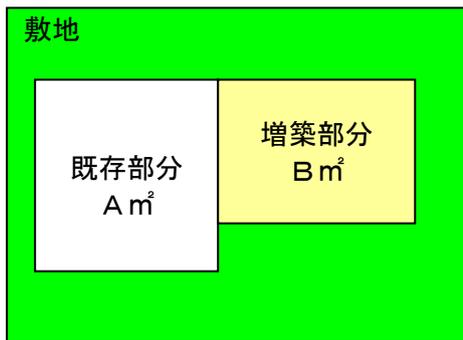
ア 新築の場合



建築面積が500㎡を超える→ 届出必要
建築面積が500㎡以下 → 届出不要

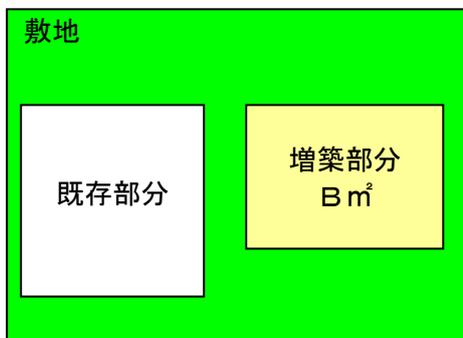
イ 増築等の場合

A 同一棟の増築の場合、既存部分と増築部分の合計の建築面積が500㎡を超える場合、届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。



A+Bが500㎡を超える→ 届出必要
A+Bが500㎡以下 → 届出不要
※基準は増築部分のみ適用

B 別棟の増築の場合、増築部分の建築面積が500㎡を超える場合、増築部分のみ届出の対象となります。景観形成基準は増築部分のみ適用となります。

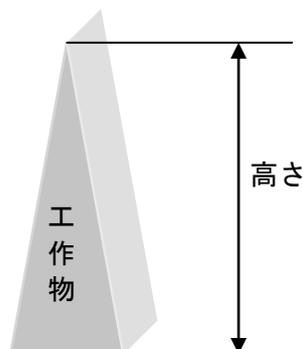


Bが500㎡を超える→ 届出必要
Bが500㎡以下 → 届出不要
※基準は増築部分のみ適用

工作物の建設等に関する届出対象の取り扱い

1 高さについて（景観計画区域の場合（ただし、特別地域はP3を参照））

ア 新設の場合

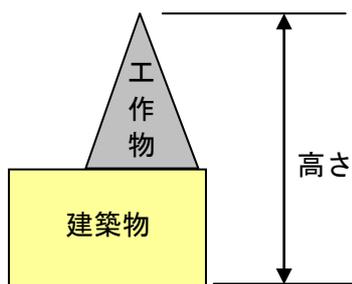


高さが13mを超える場合→ 届出必要
高さが13m以下の場合 → 届出不要

イ 増築等の場合

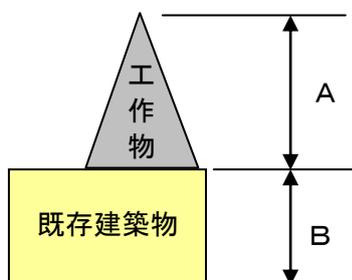
建築物等の建築等に関する届出対象の取り扱いに準ずる。

ウ 建築物と一体となって設置される場合



高さが13mを超える場合→ 届出必要
高さが13m以下の場合 → 届出不要

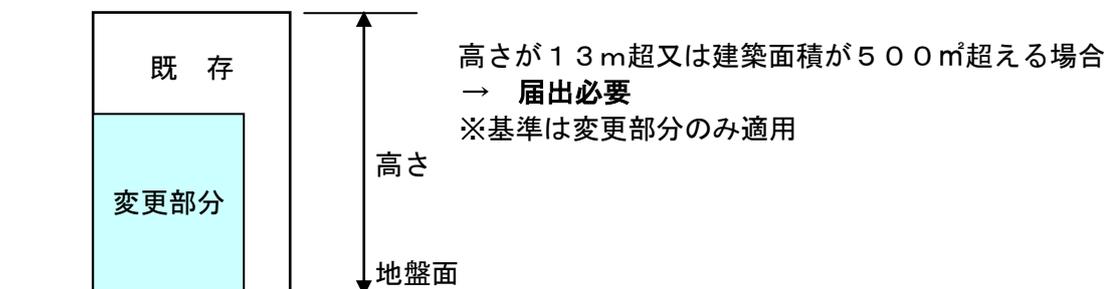
エ 既存の建築物に工作物を新設する場合



$A+B$ が13mを超える場合→ 届出必要
 $A+B$ が13m以下の場合 → 届出不要
※基準は工作物のみ適用

建築物等の外観の変更の場合の取り扱い（景観計画区域の場合（ただし、特別地域はP3を参照））

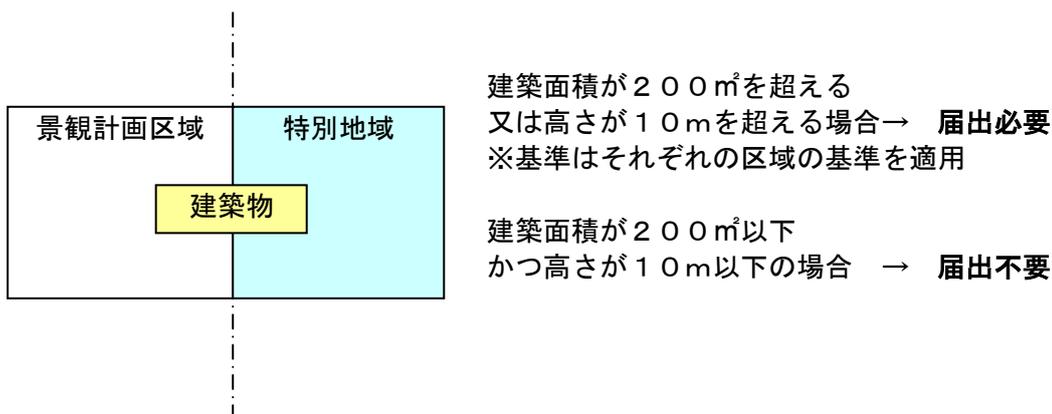
外観の変更となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準は変更部分のみ対象となります。



行為が複数の区域にまたがる場合の取り扱い

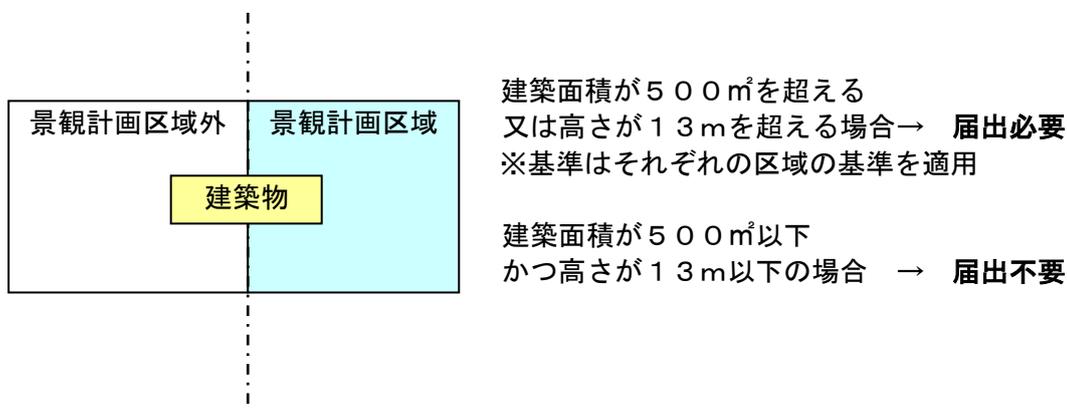
ア 行為が特別地域の内外にわたる場合

高さが10mを超えるもの又は建築面積が200㎡を超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの区域の基準を適用となります。



イ 行為が景観計画区域の内外にわたる場合

高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超える場合、届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの区域の基準を適用となります。



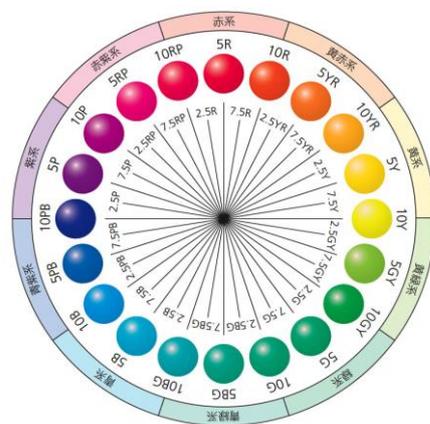
マンセル表色系について

マンセル表色系の概要

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」の3属性の組み合わせによって一つの色を表します。

●色相(色合い)

色相は、いわば色の種類(色合い)を示すもので、10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, B, G, BP, B, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字の組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと一致します。



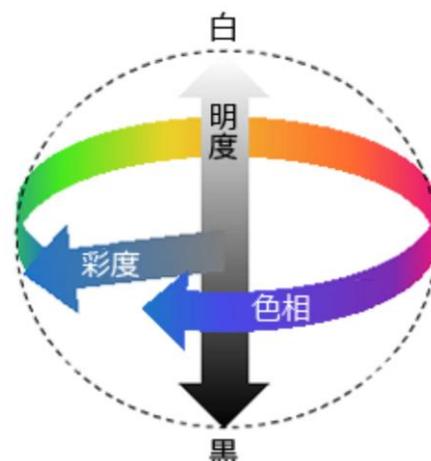
色相(マンセル色相環)

●明度(明るさの度合い)

明度は、色の明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●彩度(鮮やかさの度合い)

彩度は、色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。もっとも鮮やかな色彩の彩度値は色素によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

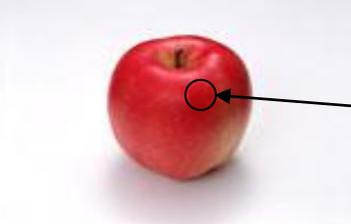


マンセル表色系のしくみ

●マンセル値

マンセル値は、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせる表記する記号です。

- ・有彩色の場合：例えば、りんごの赤色の場合「2.5R4/12」などと表記します。これは、2.5Rが色相(赤系)4が明度(中間的な明るさ)、12が彩度(高彩度)を表しています。
- ・無彩色の場合：色相の区別が無く、彩度が0と定まっています。ニュートラルの意味を表すNの文字と明度を表す数字で表示します。



にてん りんごの

2.5R / 4 / 12

色相 明度 彩度

の

じゅうに

マンセル値の表記方法と読み方

届出書記入例

様式第1号(第5条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

市への提出年月日

△△年△△月△△日

七尾市長

届出者 住所 ○○市○○町○○部○○番地

氏名 ○○ ○○

連絡先(電話) ○○○○-○○-○○○○

(法人その他の団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

移転の場合は移転後の場所を記入し、
移転前の場所を括弧で記入

行為の場所	七尾市 ○○町○○部○○番地		
	<input checked="" type="checkbox"/> 特別地域 (のと里山海道沿線・能越自動車道沿線・市街地部)	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア)	
	<input type="checkbox"/> 特別地域 (のと里海エリア)	<input type="checkbox"/> 景観重点地区	
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等	用途：() ○新築・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	種類：() ・新設・増築・改築・移転 ・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為及び土地の形質の変更	区域の面積	m ²
行為の期間	着手予定日	△△年△△月△△日	完了予定日 ○○年○○月○○日
事前相談実施日	○○年 ○○月 ○○日		
届出内容に係る照会先	住所	○○市○○町○○部○○番地	
	氏名	○○建築設計事務所	
	電話番号	○○○○-○○-○○○○	
※受付欄	注「※」欄は、記入しないでください。 設計者、施工業者等、届出者以外の者へ照会を希望する場合に記入し、委任状を添付してください。		

特別地域である場合に✓を付ける。

現在指定なし

届出日から31日以上空ける

事前相談書提出日を記入する。

		届 出 部 分		既 存 部 分		合 計			
		敷 地 面 積				m ²			
面積は小数点以下第2位まで		建築面積		〇〇.〇〇 m ²	増築、改築の場合以外は記入不要		m ²		
		床 面 積		△△.△△ m ²			m ²		
高さ・長さは小数点以下第1位まで		最高の高さ		〇〇.〇 m			m		
設計又は 施行方法 (行為の内容)	建築物の 建築等	外観変更面積		m ²					
		構 造		鉄骨、RC、木 造 2 階建て					
		仕 上 材 料		(屋根) 日本瓦		(外壁) 小口タイル貼り			
		色 彩		(屋根) 黒 (N1)		(外壁) 濃い茶色 (5YR3/3)			
		敷地の緑化		樹種〇〇、樹高〇〇m、〇本、緑化面積〇〇m ²					
		門 ・ 塀		構 造	高 さ	長 さ			
			コンクリートブロック メッシュフェンス		〇〇.〇 m	〇〇.〇 m			
			屋外に設置する 建築設備の 種類及び高さ		給水塔 〇〇.〇m、室外機 〇〇.〇m、 キュービクル 〇〇.〇m、				
	工作物の 建設等	種 類	高さ・長さ・ 築 造 面 積	外観変更面積	構 造	色 彩			
			H= m L= m A= m ²	m ²					
開発行為及び 土地の形質の 変更	目 的	土 地 の 面 積		法面又は擁壁の高さ・長さ					
		m ²		H= m L= m					
景観に特に配 慮した事項		適度な陰影を付け、圧迫感を与えないよう配慮した。							

[記入上の注意]

- 「行為の場所」・「行為の種類」欄は、該当する□内に、レ印を付すこと。建築物及び工作物にあっては、該当する行為区分を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例煙突、高架水槽等)を記入すること。
- 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工業者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
- 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 「建築物の建築等」欄の「仕上材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。(例 日本瓦、波形スレート等)
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建設等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 「工作物の建設等」欄の「高さ・長さ・築造面積」のうちの高さについては、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書で地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 「建築物の建築等」・「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本産業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、七尾市景観条例施行規則別表第1に掲げる図面等(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。

景観形成基準チェックシート記入例

景観形成基準 チェックシート

(建築物・工作物)

届出者の氏名	株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇 □□
行為の場所	七尾市〇〇町〇〇部〇〇番地
周辺景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●当行為地は、市の〇側に位置し、周囲には△△公園、〇〇山があり、景観が優れた地域である。 ●当行為地は、国道〇〇号沿線にあり、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後は、田園となっている。 ●当行為地は、歴史的遺産である〇〇〇〇に近接し、近隣の建築物も◇◇の意匠を取り入れたものとなっている。

共通事項

- 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容	
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺から見た位置	海岸の近傍にあつては、海上や対岸からの見え方、沿線道路から海への見通しに配慮する。	適・否	●海岸からできるだけ後退し、擁壁は木や石などの自然素材を用いた。
		山稜の近傍にあつては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する。	適・否	●稜線を乱さないよう尾根から下げて配置している。 ●稜線を乱さないよう高さを抑えている。
		優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置・高さとする。	適・否	●周辺には、〇〇公園があるが、視点場から眺望する範囲に入っていない。 ●〇〇橋から、〇〇山への眺望を阻害しないような高さとなっている。
		敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。	適・否	●文化財の〇〇から離して、配置している。 ●〇〇街道から見えない位置に配置している。
		調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面位置や外構えをできる限り揃えるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。	適・否	●隣接建築物と壁面の位置を揃えている。 ●隣接建築物の壁面と揃えた木塀を設置している。
		自然の風景を広範囲に遮らないような位置、高さとする。	適・否	●〇〇から山並みが見える高さにしていく。
		隣接する空閑地との連続性を確保するよう配慮する。	適・否	●オープンスペース側の壁面を周辺に調和した、落ち着いた色彩にした。
		まちなみ等周囲から突出した高さとしないう配慮する。	適・否	●隣接の建築物と高さを揃えた。 ●でか山の高さ超えない高さにした。
敷地内の位置	交通量の多い幹線道路や他市町からの流出入経路となる道路等の公共用地に接する敷地境界からは、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置とする。	適・否	●道路境界から〇m後退して配置し、圧迫感を軽減した。	
	敷地が角地となる場合は、隅切りや植樹などにより、安全でゆとりある空間を確保できるよう配慮する。	適・否	●角地を隅切り、低木で植栽しゆとりある空間を創出した。	
	敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。	適・否	●壁面の位置や高さを揃え、建築物本体とデザイン、色彩を統一した。	
形態・意匠	景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する形態・意匠とするよう配慮する。	適・否	●地域の風土に調和した伝統的な建築様式とし、趣のある集落景観を形成する。	
	まちの賑わいや交流が求められる中心市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。	適・否	●「城下町」、「港町」としての伝統・文化を尊重し、歴史と現在が交わる個性豊かなものとした。	
	自然景観の優れた場所では、勾配屋根の採用等、自然景観との調和に配慮する。	適・否	●勾配屋根を採用し、背景となる山並みやスカイラインとの調和に配慮している。	

対象事項	景観形成基準		※ 適否	配慮・措置の内容				
形態・意匠	壁面	長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。	適・否	●壁面は変化を付け、単調にならないように建築物等の規模や形態を踏まえて配色し、圧迫感を軽減した。				
	屋根	歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	●農村集落地帯であるため、勾配屋根とし、周辺と調和させた。				
	建築設備	外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物等との一体性を確保するよう配慮する。	適・否	●屋上の設備をルーバーで囲っている。 ●設備配管を建築物の外壁色と類似した色としている。				
	付属物等	屋外階段、ベランダ等は、本体建築物等と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。	適・否	●形状・素材を本体建築物と合わせたものとしている。				
		空気調和設備等の屋外機は、設置する位置を工夫し、外部から直接見えないよう配慮する。	適・否	●道路から直接見えない位置としている。 ●周囲に目隠しや防音のための植栽をした。				
		ベランダ等は、洗濯物等が外部から直接見えにくい形態・意匠とするよう配慮する。	適・否	●物干し金物を低い位置に設置している。				
	建築物の建築等・工作物の建設等	外観の色彩	落ちついた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	●彩度の高い色の使用を控え、周辺と類似した色彩を使用している。			
			地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。	適・否	●地域で統一的に使用されている〇〇色を使用している。			
			優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。	適・否	●自然景観の中で目立たないように〇〇色を使用している。			
			歴史的な背景から調和の取れたまちなみの連続性または統一性が尊重されている地域においては、木、土、漆喰など伝統的素材色となる白又は黒・茶系を基調とする。	適・否	●周辺の建築物と同様に、伝統的素材色である色彩を基調としている。			
敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。			適・否	●本体建築物と合わせた色彩としている。				
多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。			適・否	●色相・明度・彩度が大きく異なる色彩の組み合わせを避け、使用面積を小さくしている。				
建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格(JISZ8721)に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。			適・否	●基調色 5 Y R 3 / 3 ●その他の色 1 0 P B 6 / 4 ●屋根部分 N 8				
建築物等の外観の基調色の数値基準 (マンセル値)								
	景観計画区域内	特別地域内						
		(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線			(2)のと里海エリア			
					外観			うち屋根部分
色相(色合い)	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他	2.6R~5YR	0.1R~2.5R 5.1YR~10YR	その他	全色相
明度(明るさ)	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5	3~7	3~7	3~7	5以下
彩度(鮮やかさ)	6以下	6以下	4以下	2以下	6以下	4以下	4以下	1以下
※特別地域(2)のうち、市街地部は特別地域(1)の基準を適用する。 ※外観の基調色：建築物等の外壁の大部分を占める部分の色。								

対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容			
建築物の建築等・工作物の建設等	材料	景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する材料の使用に配慮する。	適・否	●周辺の建築物と同様に、木材、瓦等の伝統的な素材を使用している。		
		地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。	適・否	●壁面に〇〇材を使用している。		
		長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に配慮する。	適・否	●損傷、汚れに強い材料である〇〇を使用している。		
		経年変化により見苦しくならず、地域の景観になじむ材料の選択に配慮する。	適・否	●経年による退色後の状態が周辺の景観と調和することが予測できる材料を使用している。		
		金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	●金属面をつやけし加工し、反射を少なくしている。		
	敷地の緑化	敷地内は、できる限り緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。	適・否	●建築物等が樹木で隠れるような配置や樹種を選定することで、圧迫感を軽減する。		
		敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めると共に、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。	適・否	●道路側に低木を植栽し、圧迫感を軽減する。		
		地域の環境に適した在来種、あるいは地域に馴染んだ樹種を選定するとともに、周辺の植生やまちなみ、建築物意匠との調和に配慮する。	適・否	●地域の住民になじみのある樹種を採用し、周辺と一体感を持たせるよう配慮している。		
		樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。	適・否	●行為地内にある樹齢〇年の樹木を残せるような建築物の配置とした。		
	その他	屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、周囲からの見え方に配慮し、その周囲に生け垣や門扉を設置するなど、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	●駐車場の出入口を各1箇所とし、他の部分を生け垣で囲っている。 ●出入口を人通りの少ない道路側に設けた。		
		共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。	適・否	●道路からから見えない位置に配置した。 ●植栽を行い、直接見えないようにした。		
		屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。	適・否	●光量を抑え、向きや色を配慮している。 ●照明器具を低い位置に設けている。		
		行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。	適・否	●周囲に植栽や工事堀を設けて遮蔽する。 ●デザインされた工事堀により遮蔽する。		
		敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を軽減するよう配慮する。	適・否	●既存の建築物の外壁を今回建築する建築物と同一の色に塗り替える。 ●既存の建築物の陸屋根を、周辺と同様の勾配屋根とする。		
		自動販売機	色彩	原色や明度、彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩に関する基準を準用する。	適・否	●建築物と一体になるよう色彩を統一した。
			設置位置	道路から見通せない位置に設置することを基本とする。道路から見通せる位置に設置する場合は、直接見えないような配慮や修景を行う。	適・否	●道路からから見えない位置に配置した。 ●植栽を行い、直接見えないようにした。
	照明		できるだけ光量を抑え、落ち着いた夜間の環境に配慮する。	適・否	●夜間は光量を抑え、点滅する照明はしない。	

対象事項	景観形成基準		※ 適否	配慮・措置の内容		
建築物の建築等・工作物の建設等	その他	携帯電話基地局	設置位置	電波塔が与える圧迫感を軽減させるため、できる限り住宅地及び主要道路等から離れた位置に設置する。	適・否	●住宅地及び主要道路から可能な限り離れた位置とした。
			電波塔柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定する。	適・否	●周囲を自然林で囲まれている場所を選定した。	
			既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔の高さを抑える工夫をする。	適・否	●のり面の中腹に設置することにより本体の高さを抑えた。	
			携帯電話基地局が必要な理由を明確に説明できる場所とする。	適・否	●〇〇地区の不通話地帯解消のため、必要となる。 ●電波エリアの区域図を添付。	
	形態	原則としてモノポール型(鋼管柱)とする。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する。	適・否	●シンプルな形状である鋼板組立柱を使用する。		
		アンテナ部分は景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とする。	適・否	●シンプルな形態のアンテナを柱に沿うように設置し、一体となるよう配慮した。		
	色彩	色彩は、原色を避け、周辺環境になじむ色とする。	適・否	●周辺に調和するよう落ち着いた茶系色を選定した(5YR2/1)。		
	敷地緑化	敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めるとともに、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。	適・否	●周囲を植栽し、緑化するとともに基地局内を見えにくくした。 ●できる限り既存の緑地や樹木を残すよう配慮した。		

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

景観形成基準 チェックシート

(開発行為、土地の形質の変更)

届出者の氏名	株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇			
行為の場所	七尾市〇〇町〇〇部〇〇番地			
周辺景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行為地は、市の〇側に位置し、周囲には△△公園、〇〇山があり、景観が優れた地域である。 ● 当行為地は、国道〇〇号沿線にあり、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後は田園となっている。 ● 当行為地は、〇〇公園から◇◇川への中点にあり、周囲は田園となっている。 			
共通事項				
<p>1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。</p> <p>2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。</p>				
対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容	
開発行為・土地の形質の変更	盛土・切土	日本海の海岸線や白い岩壁を損ねたり、山や林の稜線を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	適・否	● 現状の地形をできる限り残し、変化を少なくするよう配慮した。
		優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。	適・否	● 盛土の高さを抑え、眺望を阻害しないよう配慮した。
		土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	適・否	● できる限り整形な分割とし、すっきりとした印象を与えるよう配慮した。
		開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。	適・否	● 現状の地形をできる限り残し、変化を少なくするよう配慮した。
	のり面	大規模なりの面が生じないよう配慮する。	適・否	● のり面を分割するとともに、勾配を緩やかにする。
		擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ● 石積み、石張りにより周辺との調和を図る。 ● 緑化可能な擁壁を使用する。
	樹木等	敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	適・否	● できるだけ保存や移設することにより活用する。
		景観に配慮した植栽計画とする。	適・否	● 道路沿いに植栽することにより周囲の景観に配慮する。

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。



～ お問い合わせ ～

七尾市都市建築課 都市整備・景観グループ

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

TEL : 0767-53-8469 FAX : 0767-52-9288